平成２７年（フ）第６４号
堺市堺区緑町２丁71番地１　コーポみどりＥ－107号、前住所堺市堺区七道西町12番地22　七道並松住宅１棟403号
債務者　島袋こと　李　　弘基
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
堺市東区白鷺町１丁５番14―203号
債務者　沖本勝太郎
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
堺市東区草尾767番地３　大美野ハイツＡ－203号、前住所堺市中区大野芝町244番地12
債務者　片山　初子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
大阪府松原市一津屋４丁目12番13号
債務者　山口　正史
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６号
岡山県美作市入田513番地１　雇用促進住宅４号棟103号室
債務者　田島　　淳
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第５号
香川県観音寺市三本松町２丁目５番41号
債務者　松原磨理子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３９号
愛知県豊橋市豊岡町212番地
債務者　黒岩　正樹
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第７号
千葉県香取市鳥羽452番地３
債務者　藤崎　一男
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前11時
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１１８号
栃木県宇都宮市江曽島本町８番18号　桜の樹ハイツＣ―201
債務者　大野　弘美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５０号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1320号
債務者　松本　浩行
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９号
横浜市磯子区田中２丁目25番６号　黒川ビル305号
債務者　福士珠美佳
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７３号
横浜市神奈川区片倉４丁目３番24―407号
債務者　武井　　裕
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
岐阜県下呂市森2584－１　第２くさかべ寮101、住民票上の住所山梨県甲府市西田町３番42号
債務者　清水　正博
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１６６号
群馬県館林市足次町2837番地の18
破産者　内田　　宏
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２９３６号
大阪市平野区流町４－11－５インペリアルシャトー506号、開始決定時大阪市平野区平野西６丁目５番27号
破産者　中谷　勝典
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４７号
大阪市平野区背戸口１丁目19番３号　202
破産者　東城板金塗装こと　東城　弘和
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部